

平成24年7月12日
厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を設定。

2 対象自治体

- (1) 過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体
福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- (2) 過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体
青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- (3) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

過去の検出値（Ge検出器による精密検査によるもの。以下同じ。）等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として下記により実施する。なお、以下（1）、（2）及び（4）に掲げる品目は、平成24年6月30日までの検査結果に基づくものであり、平成24年7月1日以降該当する品目についても対象とする。また、葉物野菜等主に地上部を食する野菜類については、平成23年7月以降の検出値に基づき選択する。

- (1) 100 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目
(2 (1) 及び (2) に掲げる自治体で検査対象とする。)
- ア 野菜類（露地物を優先して選択）
チンゲンサイ等非結球性葉菜類、カブ等その他の根菜類、タケノコ等多年生の野菜、ハーブ類等の摂取量の少ない野菜（多年生のものを含む）
- イ 果実類（露地物を優先して選択）
ミカン、ユズ、カボス等その他のかんきつ類、ビワ等その他の常緑果樹、カキ、モモ、ウメ、スモモ等その他の核果類、ブ

ドウ、ベリー類、キウイフルーツ等、クリ等穀果類、イチジク等その他の落葉果樹

ウ きのこ・山菜類（露地物を優先して選択）

原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）、原木なめこ（露地栽培）、原木くりたけ（露地栽培）、原木まいたけ（露地栽培）、原木ひらたけ（露地栽培）、野生きのこ類、菌床しいたけ（施設栽培）、菌床えのきたけ（施設栽培）、菌床なめこ（施設栽培）、原木むきたけ（露地栽培）、たらのめ、わらび、ふきのとう、くさそてつ（こごみ）、ねまがりたけ、こしあぶら、おやまぼくち、やまぐり、うわばみそう（みず）、さんしょう、ぜんまい、もみじがさ（しどけ）、ふき

エ 肉

牛肉、豚肉、イノシシその他の野生鳥獣の肉類

オ 穀類

米、麦類、大豆、ソバ

カ その他

茶、はちみつ

(2) 50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目

（（1）に掲げる品目を除く。2（1）に掲げる自治体及び2（2）に掲げる自治体のうち50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。）

ア 野菜類（露地物を優先して選択）

ジャガイモ、サツマイモ

イ 果実類（露地物を優先して選択）

リンゴ、ナシ

ウ きのこ・山菜類（露地物を優先して選択）

菌床まいたけ（施設栽培）、菌床エリンギ（施設栽培）、菌床はたけしめじ（露地栽培）、つくし、いわたけ

エ 肉

羊肉

オ 穀類

小豆

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

ア 乳（２（１）及び（２）に掲げる自治体で検査対象とする。）

イ 牛肉（２（１）に掲げる自治体で検査対象とする。）

（４）水産物（50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目）

（以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年3月12日原子力災害対策本部）の参考を参照）

ア 海産魚種（福島県、宮城県、茨城県、岩手県及び千葉県で検査対象とする。）

イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚、シラウオ類、イワシ類・サバ類、アジ類、ブリ類、ヒラメ、カレイ類（3群）、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類（2群）、サメ・エイ類、マダラ、スケトウダラ・ギス・アオメエソ・イシナギ類、エゾイソアイナメ、アンコウ類、ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類・ナガヅカ、タイ類（クロダイ類除く）・マトウダイ類・タチウオ、クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、イカナゴ（親）、シロギス、ギンザケ、甲殻類、貝類、ウニ類、海藻類、イカ・タコ類

イ 内水面魚種（２（１）及び（２）に掲げる自治体で検査対象とする。）

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ、ウナギ、アユ、バス類、ナマズ類、無脊椎動物

（５）計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

（参考）国民健康・栄養調査の摂取量上位品目（平成20年調査より）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

（６）当該自治体において出荷制限を解除された品目

（７）市場において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報

が明らかなもの)

(8) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。

(参考2) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品については、原料を検査するとともに、必要に応じて製品の検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がり把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

(1) 3 (1) に掲げる品目の検査

ア 2 (1) の自治体

当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。
その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 2 (2) の自治体

当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。
主要な産地において市町村ごとに1検体以上実施する。
出荷があるにもかかわらず、過去に検査実績がない地域においては、原則として市町村ごとに1検体以上実施する。ただし、土壤中の放射性セシウム濃度及び環境モニタリングの検査結果等を勘案して、地域の中で複数市町村を選び各々の市町村で1検体以上の実施とすることができる。

(2) 3 (2) の検査は、当該品目から50 Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては主要な産地において市町村ごとに1検体以上、それぞれ実施する。

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壤中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、23年産の当該製品の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、

当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施する。3（3）の検査は、乳については原則として概ね週1回程度、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、3（4）アの岩手県及び千葉県の水産物の検査及び2（2）の自治体の内水面魚種の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定・公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

8 出荷制限又は摂取制限の解除後の検査計画の見直し

すでに提出された出荷制限の解除申請（一部の解除を含む。）に記載された解除後の検査の計画について、経過措置が設けられている品目については、経過措置期間終了までに見直しを行い国に提出する。

9 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉、米、大豆及びそばの検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日原子力災害対策本部）の別添を勘案する。